

「建築基準法施行令 第六十七条(一接合)」 よりからの引用
最終改正 平成23年5月1日政令第46号

(接合)

第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならない。ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）にあっては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によることができる。

- 一 当該ボルトをコンクリートで埋め込むこと。
 - 二 当該ボルトに使用するナットの部分を溶接すること。
 - 三 **当該ボルトにナットを二重に使用すること。**
 - 四 前三号に掲げるもののほか、これらと同等以上の効力を有する戻り止めをすること。
- 2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの四分の一（柱の脚部においては、二分の一）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

引用先([e-GOV 法令検索](#))

URL : https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325CO0000000338#Mp-At_67

**引用:『2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書 2016年追補収録版』p153,p154
より抜粋**

2016年追補収録版 153P、154Pより抜粋

- (1) 第1項では、鋼材の接合方法として、次の5種類を規定している。
- (a) ボルト接合（各号のいずれかの戻り止めの措置を講じる必要がある）
 - (b) 高力ボルト接合
 - (c) 溶接接合
 - (d) リベット接合（炭素鋼に限る）
 - (e) 大臣の認定を受けた接合方法
- (a)のボルト（中ボルト）接合は、延べ面積3,000m²以下、軒高9m以下、張り間13m以下という規模等の制限があることに注意する。この規模等の制限内にある小規模の建築物であっても、(b)～(e)の接合方法を採用することは差し支えない。ボルト接合では建築物の使用中にがたつき等を生じるおそれがあるために制限が設けられているものである。令第36条第2項第一号に規定するとおり、保有水平耐久力計算を行った場合は第1項は適用除外となる。ただし、ボルト接合の場合には緩み止めの措置を満足することが求められる。また、接合の具体的な構造方法を規定する第2項は適用を除外されていない。

(2) 第2項は、構造耐力上主要な継手又は仕口について、大臣が定める構造方法

(3) 参照) 又は大臣の認定を受けた構造方法によることとしている。平成7

(1995)年の兵庫県南部地震において接合部の破断による被害が多数見られ、特に溶接部の破断については、倒壊、大破等の大きな被害に至ったものもある。そのため、鉄骨造構造物の一層の安全性の確保の観点から、大臣告示により接合部の構造方法の詳細が定められた。

第2項後段はメタルタッチといわれる方法であり、端面を削り仕上げとして密着する構造とした柱の継手部分等において、圧縮力が大きく断面内のどの部分にも引張応力が働くない場合には、その部分の圧縮、曲げ応力の一部をその接触面のみによって伝達できることとしている。